（仮称）ふれあい交流館運営パートナー育成事業

参加事業者募集要項

令和８年１１月

柴田町　商工観光課

目次

第１章　募集概要.....1
　１　募集の目的.....1
　２　本募集の位置付け.....1
　３　本事業の進め方.....1
　４　本施設の位置付け.....2
第２章　施設概要.....3
　１　施設の概要.....3
　２　改修の予定.....3
　３　利用環境.....3
第３章　募集内容.....3
　１　募集する事業者.....3
　２　参加資格.....4
　３　参加できない者.....4
　４　優先交渉権者の位置付け.....4
　５　本事業の実施内容.....5
　６　町が実施する支援.....5
　７　参加者の役割.....6
　８　施設の運営方式.....6
第４章　募集手続.....6
　１　募集要項の公表.....6
　２　質問の受付及び回答.....6
　３　参加申込.....7
　４　参加者の決定.....7
　５　費用負担.....7
　６　提出書類の取扱い.....8
　７　留意事項.....8
　８　問い合わせ先.....8

第１章　募集概要

１　募集の目的

柴田町（以下「町」という。）では、船岡城址公園エリアにおいて、新図書館、子育て支援施設等が集まる交流拠点の整備を進めており、その拠点施設の一つとして、産業展示館を改修し、（仮称）ふれあい交流館（以下「本施設」という。）を整備する予定です。

本施設については、飲食サービスの提供により、地域住民及び観光客が集い交流し、地域の魅力を発信する拠点として船岡城址公園エリア全体の賑わい創出に寄与する施設となることを目指しています。

一方で、本施設は、観光シーズンと通常期で利用者数に大きな差があることや、今後の施設の使用条件及び運営方式について検討を進める必要があることから、行政のみで事業を推進するのではなく、民間事業者等の知見やアイデアを取り入れながら、持続可能な運営方法を構築していくことが重要であると考えています。

このため、町では、本施設の運営に関心を有する事業者等を募集し、勉強会、意見交換会等を通じて事業計画の検討を行い、本施設で飲食店を運営する事業者を選定する「（仮称）ふれあい交流館運営パートナー育成事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本募集要項は、本事業への参加者を募集するため、必要な事項を定めるものです。

２　本募集の位置付け

本募集は、施設運営事業者を直ちに選定するための公募ではありません。

本事業では、参加者に対し、施設の概要や町が目指す交流拠点の考え方を共有するとともに、専門家による助言及び個別相談等を通じて事業計画のブラッシュアップを行います。その後、参加者から提出された事業計画について審査を行い、優先交渉権者１者を選定する予定です。

なお、施設の使用条件（使用料、営業日・営業時間、費用負担区分等）及び契約形態の詳細については、本事業での検討結果及び関係法令・条例等を踏まえ、優先交渉権者との協議により決定するものとします。

３　本事業の進め方

本事業は、次の３つのステップで実施します。

(1) 参加者募集

勉強会等に参加し、本施設で飲食店の運営に取り組む意欲のある事業者等を募集します

(2) 勉強会等の開催

参加者を対象に、本施設を活用した飲食店の店舗経営に向けた勉強会等を行います。

参加者は勉強会等に参加し、事業計画の作成を行っていただきます。

(3) 優先交渉権者の選定

事業計画の審査を行い、本施設で飲食店を運営する優先交渉権者を選定します。

選定する優先交渉権者は１者とします。なお、共同提案の場合は、共同提案者全体を１者として取り扱います。

	項目	時期
1.参加者募集	募集要項の公表	令和８年１１月１７日（火）
	質問受付期間	令和８年１１月１７日（火） ～令和８年１２月８日（火）
	参加申込受付期間	令和８年１１月２５日（水） ～令和８年１２月２２日（火）
	参加者決定	令和８年１２月下旬
2.勉強会等の開催	勉強会、個別相談等 事業計画書まとめ	令和９年１月１２日（火） ～令和９年３月８日（月）
3.優先交渉権者の選定	事業計画の発表（プレゼンテーション審査）	令和９年３月中旬
	優先交渉権者の選定	令和９年３月２５日（木）

４　本施設の位置付け

本施設は、船岡城址公園エリアにおいて次のような位置付けとなっています。

・飲食サービスの提供
・地域住民及び観光客の交流促進
・地域産品及び地域資源の情報発信
・地域イベントとの連携
・図書館及び子育て支援施設との連携
・船岡城址公園エリア全体の魅力向上
・地域経済の活性化

なお、事業内容については、上記に限定するものではなく、本施設の目的に資する取組を幅広く求めるものとします。

第２章　施設概要

１　施設の概要

(1) 名称　産業展示館（改修後の名称は（仮称）ふれあい交流館）

(2) 所在地　宮城県柴田郡柴田町船岡西１丁目６番 26 号

(3) 立地　船岡城址公園の登り口に位置し、新図書館及び子育て支援施設に近接しています。
ＪＲ船岡駅から徒歩約 15 分です。

(4) 現在の施設構成　産業展示館及び休憩室

(5) 飲食店の区画面積　約８０㎡

２　改修の予定

本施設は、令和８年度に改修設計、令和９年度に改修工事を行い、令和１０年４月の供用開始を予定しています。

改修設計は本事業と並行して進めるため、勉強会等で寄せられた参加者の意見を、可能な範囲で設計に反映します。平面図等の資料は、確定次第、参加者に提供します。

３　利用環境

船岡城址公園では、しばた桜まつりをはじめとする季節のイベントに多くの来訪者がある一方、通常期の来訪者は限られます。通常期は、図書館や子育て支援施設の利用者、地域住民等の日常的な利用が中心になることを想定してください。

第３章　募集内容

１　募集する事業者

町では、本施設の設置目的及び本事業の趣旨に賛同し、地域の賑わい創出及び交流拠点の形成に意欲を有する事業者等を募集します。参加の対象は、本施設において飲食店を自ら運営する意思を有する法人、団体又は個人とします。飲食営業の経験がない者（創業予定者を含む。）も参加できます。また、複数の事業者等による共同提案も可能とします。この場合は代表者を定め、共同提案者全体を１者として取り扱います。

町では、次に掲げる事業者等の参加を想定しています。これら以外の事業者等でも、本施設への事業参画に興味のある方はぜひご参加ください。

・飲食事業者
・カフェ運営事業者
・観光事業者
・イベント企画運営事業者
・創業予定者
・その他、本施設の目的に賛同する法人、団体又は個人

２　参加資格

参加を申し込む者は、参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たす者とします。共同提案の場合は、(6)を除く要件を構成員全員が満たすものとし、(6)の要件は飲食店を運営する構成員が満たすものとします。

(1) 本募集要項の趣旨を理解し、本施設において継続的に事業を実施する意思を有すること。
(2) 地域との連携を図りながら、交流拠点の形成に取り組む意欲を有すること。
(3) 本施設において飲食店を運営するために必要な知識、経験及び実施体制を有すること、又は運営開始までに確保する見込みがあること。
(4) 参加申込から優先交渉権者の決定までの選定手続に参加できること。
(5) 優先交渉権者となった場合は、町との協議に誠実に対応できること。
(6) 優先交渉権者に選定された場合は、本施設において自ら飲食店を運営し、営業開始までに食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定による飲食店営業の許可を取得できること。

３　参加できない者

次のいずれかに該当する者（共同提案の場合は、構成員のいずれかが該当する者を含む。）は、参加を申し込むことができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
(2) 参加申込書の提出期限の日から優先交渉権者の決定の日までの間に、柴田町又は宮城県から指名停止の措置を受けている者
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
(4) 国税又は地方税を滞納している者
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（法人その他の団体にあっては、その役員等がこれらに該当するものを含む。）
(6) 参加申込書の提出期限の日において、法令違反により営業停止その他これに類する行政処分を受け、その処分の期間中にある者
(7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
(9) その他町長が本事業への参加が適当でないと認める者

４　優先交渉権者の位置付け

優先交渉権者は、本施設の運営に関する協議を優先的に行う権利を有する者として選定するものです。町は、優先交渉権者と施設の使用条件、契約形態、事業内容、運営方式その他必要

な事項について協議を行い、協議が整った場合は、関係法令・条例等に基づき所要の手続を経て正式な施設運営事業者を決定します。

なお、優先交渉権者の選定をもって施設運営事業者として決定するものではありません。

優先交渉権者との協議が整わない場合、又は優先交渉権者が辞退し、若しくは参加資格を失った場合は、審査結果の次点者と協議を行うことがあります。

事業計画の審査は、主に次の観点から行います。

(1) 事業の継続性及び実現性（収支計画、資金計画、運営体制）

(2) 賑わい創出への貢献（営業日・営業時間、イベントとの連携）

(3) 地域との連携（地域産品の活用、図書館及び子育て支援施設との連携）

(4) 町の財政負担の軽減

５　本事業の実施内容

参加者を対象として、次の事業を実施します。

(1) 勉強会等

交流拠点施設の運営に必要な知識及び先進事例等について学ぶ機会を設けます。

(2) 個別相談

事業計画の作成に当たり、必要に応じて町及び専門家による個別相談を実施します。個別相談の機会は、参加者に公平に設けます。

(3) 事業計画の作成支援

勉強会及び個別相談等を踏まえ、実現性、継続性のある事業計画の作成を支援します。

(4) 成果発表

参加者は、事業計画の発表（プレゼンテーション審査）を行うものとします。

６　町が実施する支援

町は、本事業の実施に当たり、次の支援を行います。

(1) 施設に関する情報提供

(2) 勉強会等の開催

(3) 専門家等による助言

(4) 事業計画作成に係る相談対応

(5) 店舗開設に向けた助言（令和９年度）及び運営に対する助言（令和１０年度）

なお、(5)は、本施設が設置目的に沿って運営されているかを確認するため、町が施設運営事業者から運営状況の報告を受け、改善に向けた助言を行うものです。施設運営事業者の経営を保証するものではありません。

７　参加者の役割

参加者は、本事業の趣旨を理解し、主体的に事業計画の検討を行うものとします。
また、勉強会及び個別相談等に積極的に参加し、交流拠点としての魅力向上に資する提案となるよう努めるものとします。

８　施設の運営方式

本施設の運営方式（契約形態）については、本事業における検討結果、優先交渉権者からの提案及び関係法令・条例等を踏まえ、町において決定します。

なお、現時点では、次に掲げる方式を想定しています。いずれの方式においても、飲食店の運営は選定された１者が担うものとします。

(1) 町が行政財産の使用を許可し、施設運営事業者が飲食店を運営する方式
(2) 指定管理者が本施設全体を管理し、施設運営事業者が指定管理者との協定等に基づき飲食店を運営する方式
(3) その他、本施設の目的を達成するために適当と認められる方式

第４章　募集手続

１　募集要項の公表

本募集要項は、柴田町ホームページに掲載します。本募集要項及び関係資料は、町ホームページからダウンロードすることができます。

２　質問の受付及び回答

本募集要項に関する質問は、質問書（様式第３号）により受け付けます。

(1) 受付期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１２月８日（火）１７時まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出してください。

柴田町商工観光課
担当：菊池
TEL：0224-55-2123　　FAX：0224-55-4172
電子メール： promote@town.shibata.miyagi.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、町ホームページに随時掲載します。

なお、質問者名は公表しません。また、質問内容が質問者独自の提案内容に関するもの又は公表することが適当でないと認められるものについては、個別に回答する場合があります。

３　参加申込

本事業への参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行ってください。

(1) 受付期間

令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月２２日（火）１５時まで

(2) 提出書類

参加申込時に提出する書類は、次のとおりとし、部数は各１部とします。

なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

番号	提出書類
1	参加申込書（様式第１号）
2	事業者概要書（様式第２号）
3	参加動機書（参考様式あり・様式自由）
4	会社概要等の参考資料（パンフレット等）
5	共同提案の場合は代表者届出書（様式自由）

(3) 提出方法

郵送又は持参とし、メールでの受付は行いませんのでご注意ください。

郵送の場合は、令和８年１２月２２日（火）１５時必着とします。

※柴田町の平日開庁時間は午前 8 時 45 分から午後 4 時までです。持参される方は開庁時間をご確認のうえ提出をお願いいたします。

(4) 提出先

〒989-1692　宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 3 番 45 号

柴田町商工観光課

担当：菊池

TEL：0224-55-2123　　FAX：0224-55-4172

電子メール： promote@town.shibata.miyagi.jp

４　参加者の決定

町は、提出書類の内容を確認し、参加資格を満たしていることを確認した上で、参加者を決定します。結果は申込者全員に電子メール又は書面で通知します。参加資格を満たさない場合は、その理由を付して通知します。

５　費用負担

本事業への参加に要する交通費、資料作成費その他参加に要する費用は、参加者の負担とします。

６　提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

提出書類は、本事業の実施及び参加資格の確認その他本事業に必要な範囲において使用します。なお、提出書類に含まれる営業上又は技術上の情報については、法令等に基づき適切に取り扱います。

７　留意事項

(1) 参加申込後においても、町は必要に応じて追加資料の提出又は内容確認を求めることがあります。

(2) 本募集への参加により、将来の施設運営事業者としての地位が保証されるものではありません。

(3) 本募集要項に定めのない事項については、町の指示によるものとします。

(4) 本募集要項の内容は、必要に応じて変更する場合があります。この場合は、町ホームページにおいて公表します。

(5) 本事業への参加を辞退する場合は、参加申込辞退届（様式第４号）を提出してください。

(6) 参加者は、本事業を通じて知り得た他の参加者の提案内容等を、第三者に漏らしてはなりません。

８　問い合わせ先

〒989-1692　宮城県柴田郡柴田町船岡中央２丁目３番 45 号
柴田町商工観光課
担当：菊池
TEL：0224-55-2123　　FAX：0224-55-4172
電子メール： promote@town.shibata.miyagi.jp